

第二六回

参第一六号

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律
(案)

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童」を「幼児、児童」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「住所を有する児童」を「住所を有する幼児、児童」に、「児童又は未成年の生徒」を「幼児、児童又は未成年の生徒」に、「これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては次の各号に掲げるものについて、これらの学校の高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号に掲げるものについて、」を「次の各号に掲げるものについて、」に、「就学する児童」を「就学する幼児、児童」に改め、同項第四号中「経費」の下に「(傷病に対する応急手当のため通常必要と認められる医薬品及びぼう帯材料の購入費を含む。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 学用品及び通学用品の購入費

三 実験実習材料の購入費

四 学校の教育課程として行われる実地見学に要する経費

第三条中「児童」を「幼児、児童」に改める。

第四条を次のように改める。

(国の負担)

第四条 国は、第二条の規定により都道府県が支弁する経費のうち、盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒に係る同条第一項第二号から第七号までに掲げるものについてはその三分の一を、その他のものについてはその二分の一を負担する。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理 由

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、新たにこれらの学校の幼稚部及び高等部の幼児及び生徒に対しても就学奨励のため必要な援助を行うとともに、これらの学校の幼児、児童及び生徒の就学のため必要な経費のうち、国及び都道府県が支弁すべきものの範囲を拡張する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約四千五百万円